



「吹き矢に使用する矢」事件
(知財高判令和4年11月16日 令和4年(行ケ)第10021号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、進歩性が争点となった事例。
- (2) 主引例における示唆ないし動機付けの不存在と、阻害要因の存在を認めて本件発明の進歩性を肯定した(特許庁審決の判断を支持)。
- (3) 引用発明の組み合わせの容易想到性を否定して進歩性を主張するに際しての参考事例。

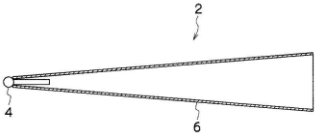
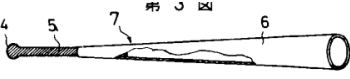

対象特許(特許第4910074号²⁾)

【請求項2】

吹き矢に使用する矢であって、
長手方向断面が楕円形である先端部と該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピンであって、該円柱部の横断面の直径が前記楕円形の先端部の横断面の直径よりも小さいピンと、
円錐形に巻かれたフィルムであって、先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ固着されたフィルムと、
からなり、前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの楕円形の部分が錘として接続された矢。

相違点

本件で争点となった相違点(2-1-c)の内容は、次表のとおり。

本件特許	主引例(甲1 ³⁾ 実開昭57-114294号	副引例(甲5 ⁴⁾ 登録実用新案第3128332号
 <p>2: 矢、4: 丸ピン、6: フィルム</p>		
(フィルム6の)先端部にピン4の円柱部すべてが差し込まれ固着される。	矢軸5の後方に羽根部6が嵌合固着される。	釘4の円柱部分すべてがスカート部6に差し込まれて固着される。

※ 本件においては、甲5を主引例とする無効理由も主張されているが、当該主張は、「甲5の釘4の頭部4aの形状を変更することが容易想到でない」という理由で排斥されている。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=5856

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2011-199686/D33D75219D97C46D048A6EAE5EFC17A1777DF42546ED7B6B06A1AE84D204775E/10/ja>

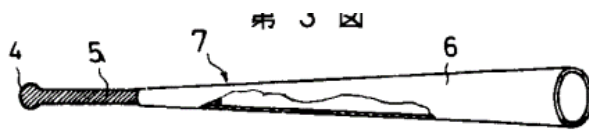
³ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-S55-175099/FC4862692138947BF33202A05AC004688645259E7569C5EF2BB4F394C8227597/20/ja>

⁴ <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/PU/JP-2006-008593/FE7988E9ED57E98441D32E440EBADDA035CE9032B868AD4DF80F4ED7509F5C2A/20/ja>

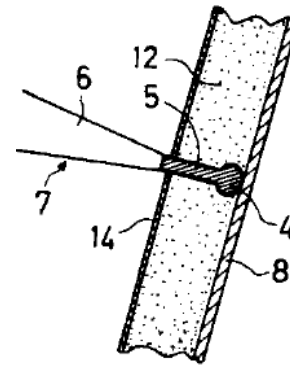
裁判所の判断

裁判所（知財高裁）は、主引例（甲1）の矢について、「矢軸5を羽根部6に全て差し込む形で固着することについて、甲1にこれを示唆し、又は動機付ける記載があるとは認められない」とした上で、以下のとおり、かかる構成を採用することの阻害要因が存在すると判断した。

…甲1において、矢じりは金属製とされ、標的台は台板と紙とクッションボードから成るものとされ、クッションボードについては所定厚さ（約20mm）が明記され、全長約10cmの吹矢の約5分の1程度を矢じり4及び矢軸5が占める第3図が掲載され、吹矢の当たった状態を示すとされる第6図においては矢じり4の先端が台板8に接している状態が示されていることを考慮すると、甲1において吹矢が標的面に当たり「小気味の良い音」を発するについては、矢じり4の先端が台板に到達することが少なからず寄与していることが窺われる。それにもかかわらず、仮に矢軸5を羽根部6に全て差し込む形で固着した場合、第6図のように矢じり4の先端が台板に到達するかには疑問を差し挟む余地がある。このことは、甲1発明の矢について、矢軸5を羽根部6に全て差し込む形で固着するという構成を採用することを阻害する事情となり得るところである。



甲1の第3図



甲1の第6図

まとめ

主引例（甲1）においては、「小気味の良い音を発する」ことが考案の効果の一つとして説明されている。本事案において、相違点（2-1-c）に対応する事項は副引例（甲5）に示されており、これを主引例（甲1）に適用すれば当該相違点に係る構成を得ることができるが、本判決では、甲1発明において「矢軸5の後方に羽根部6が嵌合固着されている」（すなわち、矢軸5を羽根部6に全て差し込む形では固着されていない）ことについての技術的意義に鑑みて、これを改変して本件発明の構成を得ることの阻害要因が存在すると判断した。このように、引用発明の課題や効果と関連付けながらその具体的構成の意義を明らかにすることによって、当該構成を改変して本件発明を得ることは容易に想到し得ないとする主張が成り立つ可能性がある。引用発明の組み合わせの容易想到性を検討するにあたり参考になる事例であると考え、ここで取り上げた。

キーワード 特許、進歩性（29条2項）、阻害要因、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

[注記]

本レポートに含まれる情報は一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。IP案件に関しては弁理士にご相談下さい。